

少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書

日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。また、障害者差別解消法の施行に伴う障害のある子供たちへの合理的配慮への対応、外国人児童・生徒への支援、いじめ・不登校の課題など、学校を取り巻く状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。

加えて、小学校においては平成30年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育の円滑な実施に向け、授業時数の調整などの対応が求められるなど、教職員の業務も増大している。

既に、自治体によっては厳しい財政状況の中、独自財源による30人～35人以下学級が行われている。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることのあらわれであり、本来的には国の施策として財源保障すべきである。また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」では、約6割が小中高校の「望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げており国民も30人以下学級を望んでいることが明らかになっている。さらに文部科学省が平成29年4月に公表した教員勤務実態調査（平成28年度）によると、学内総勤務時間が週60時間以上の教諭は、小学校で33.5%、中学校で57.7%となっており、教員の勤務時間は増加している。こうした中で、一人一人の子供に対してきめ細やかで丁寧な対応を行うためには、少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善を図る必要がある。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規教職員の増加などにみられるように教育条件格差も生じている。子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、「教育は未来への先行投資」であることが多くの国民の共通認識となっている。子供たちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう、平成31（2019）年度政府予算編成において、政府に対し次の事項を実現させるよう要望する。

- 1 OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、少人数学級を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

呉市議会

（提出先）

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣